

平成 28 年度 社会福祉法人宇治明星園 事業活動(経営)報告書  
(平成 29 年 5 月 30 日 第 268 回理事会)

スローガン

「社会福祉法人としての役割を再認識するとともに  
公器としての役割をまっとうすべく時代に適応した組織づくりを進める」

活動方針

- 1) 「養護老人ホームの建替事業(27 年度 28 年度 2 カ年計画)」の実現と新生明星園のビジョンづくり
- 2) 改正社会福祉法(以下、「改正法」という。)を踏まえた、経営執行体制の再構築と、改正法への円滑な移行準備
- 3) 改正法を踏まえた業務執行体制及び現場における内部統制態勢の強化

具体的取組み

I 中長期計画に基づく具体的取組み

1. 養護老人ホーム建替を成功させ、併せてスムーズに事業の新体制への移行を図る。
2. 平成 30 年の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を睨み、菟道特養建替に向けたアクション(事前協議等)を実施する。
3. 明星保育園の今後の方向性の明示と方向性の具体化を図る。
4. 伊勢田明星園小規模多機能を軌道に乗せるべく引き続き、法人・全事業所が一丸となりバックアップを行う。
5. 改正法を踏まえた、再投下計画の試算並びに中長期的な資金計画(建替資金調達及び新規事業に係る資金調達)の策定を行う。
6. 介護職員処遇改善加算等の実施状況を踏まえた更なる職員処遇の改善の模索とキャリアラダーに応じた手当の再検討等を実施する。

- ・ 養護老人ホーム改築工事は、4 月中旬から第 2 期工事、11 月末からは第 3 期工事がはじまったが、いずれもほぼ工程通りに進み無事 2 月 28 日に引渡しを受けることができた。3 月 25 日(土)に竣工式が無事挙行された。
- ・ 菟道特養建替に向けたアクションについては、6 月 23 日に菟道特養内にプロジェクトチームを開設し、どのような住まいにしていきたいのか議論を始めている。下半期には、担当課との協議の場を設け、次期介護保険事業計画に盛り込んでもらえるように協議した。次年度も引き続き、実現に向けてアクションを起こしていく。
- ・ 明星保育園については、運営面、経理面に於いて法人内の高齢者事業と異なる運用がなされていたため、法令等に基づいてしっかり遂行できるよう法人事務局が介入し適正化を図った。下半期には、特定社会保険労務士に力を借りるなどし、人事労務環境のモニタリングを実施し、適正化を図った。年度末になり紆余曲折あったが、何とか明星保育園の再建に向けての見通しが立ってきたところである。
- ・ 伊勢田小規模多機能については、何とか 2 年目で黒字化を図ることが出来、下半期には稼働率も全国平均に近い数字を残せるようになった。今後は、伊勢田小規模多機能での実践をモデル化し、次のアクション(第 2 の小規模多機能等の新事業)に繋げていきたい。
- ・ 全国経営協のモデル等を使用し、社会福祉充実残高を試算していたが、最新版に基づくと社

会福祉充実残高が生じることが判明したため、法人事務局が中心となり、下半期に社会福祉充実計画の素案作りを行なった。この計画は決算を終えなければ具体的な数字を入れ込むことができないが、周到に準備し、滞りなく手続きができるよう引き続き対応を図っていく。

- ・ 介護職員の処遇改善については、平成 28 年 5 月 27 日の評議員会・理事会にて就業規則・給与等支給規則細則の一部変更が議決され、介護職員が集まりにくい事業所(僻地、特養)については、更なる賃金改善(手当額の上乗せによる)が図られることとなった。加えて、年度末の 3 月になって更なる介護職員の処遇改善について通知が出されたので、4 月から適用できるように鋭意準備を進めていきたい。

## II 地域における公益的な取組み

1. 各事業所・拠点において実施している、地域における公益的な取組みを展開、充実させ、社会福祉法人としての役割を社会に向けて発信する。

(以下、実施事業)

取組拠点(事業所)	取組内容
白川明星園 ケアハウスあさぎり 白川介護サービスセンター 伊勢田明星園グループホーム	平安ロマン号 サロン白川との交流・合同事業 神明カフェ なごみカフェ/認知症相談窓口の開設 伊勢田保育園年長組との合同散歩 認知症相談窓口の開設/認知症キッズサポーター養成講座
菟道明星園 小倉明星園 伊勢田明星園 明星保育園	三室戸小学校児童絵画展/明星地藏盆 うたごえサロン/きらめき創作教室 ボランティアルーム開放事業 プール開放/園庭開放

2. 地域における公益的な取組みにかかる基金の設立等を模索し、事業実施にかかる事業費等のフォローアップ体制を整える。
3. 社会資源の共有の視座から、地域に開かれた実践として「第 8 回実践研究発表会」を開催する。

- ・ 地域における公益的な取組みについては、各事業所に実践を委ねているため、各事業所からの報告に委ねたい。
- ・ 社会福祉充実財産を用いて、地域における公益的な取組みへの資金投下等を検討したが、第一巡である社会福祉事業への投下ですべての充実残高を使ってしまう見込であることから見送った。
- ・ 6 月から菟道明星園内に第 8 回実践研究発表会プロジェクトチームを設け、テーマを「地域とともに」とし準備を進めてきたが、2 月 21 日(火)文化センター小ホールで約 200 名の出席者を迎え、無事開催することができた。

## III ガバナンスの強化に向けた取組み

1. 執行及び議決機関を改正法へ順応した体制に移行する。
2. 法人事務局による内部牽制体制の強化と運営経費(法人分担金等)の見直しを図る。
3. 執行機関のなかに相互牽制機能を具備させるなどし、執行及び議決機関による牽制、監事による牽制が図られるシステムを構築する。
4. 会計監査法人の導入について検討する。

- 改正社会福祉法に対応すべく、上半期は行政機関や老人福祉団体が主催する研修に理事、事務局長が鋭意出席し全容の把握に努めた。下半期には、スケジュールに則り、新定款の認可を1月に得、新定款に基づき評議員選任・解任委員会の開催等を経て、4月1日からの新体制（新評議員等）を確立することができた。
- 内部牽制については、事業所責任者と出納担当者が最小単位の内部牽制体制となることから6月14日(火)に会計責任者(管理職・者)と事務員の合同会議を開催し、ルールを守っていくためのチェックポイントについて確認した。下半期には、厚労省から新たな契約ルール等が示されたため、それらに則り、経理規程等の変更を行い内部牽制強化のための足固めをすることができた。
- 改正社会福祉法に基づくガバナンス体制については、下半期に法人事務局が概念図を作成するなどし、役員間での役割分担について確認することができた。
- 会計監査法人については、厚労省の通知により当法人は対象外おとなったが、平成33年ごろには、当法人の事業規模であっても対象となりうるため、今後も行政資料等を注意深く読み込んで、来るべき時期に滞りなく対応できるよう準備を進めていく。